

国立大学法人群馬大学感謝状贈呈規程

平成26.6.26 制定

平成28.4.1 改正

平成29.12.1

平成31.4.1

令和 2.4.1

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）が行う感謝状の贈呈に関し必要な事項を定める。

(贈呈の基準)

第2条 感謝状の贈呈は、本学の役員及び教職員以外の者で、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対して行う。

- (1) 本学の運営のために多大な寄附又は寄贈を行った個人又は団体
- (2) 本学の学生、教職員等の生命、身体等に対する危険を防止した個人又は団体
- (3) 本学の学生、教職員等の福利厚生の上昇に尽力した個人又は団体
- (4) その他学長が本学の発展に寄与したと認めた個人又は団体

(被贈呈者の推薦)

第3条 感謝状被贈呈者の推薦は、理事、副学長、各学部長、各研究科長、理工学府長、生体調節研究所長、総合情報メディアセンター長、医学部附属病院長、大学教育・学生支援機構長、研究・産学連携推進機構長、重粒子線医学推進機構長、未来先端研究機構長、国際センター長、数理データ科学教育研究センター長、食健康科学教育研究センター長、ダイバーシティ推進センター及び事務局長が学長に対し行う。

(被贈呈者の選考)

第4条 被贈呈者の選考は、学長が決定する。

(感謝状の贈呈)

第5条 学長は、前条により感謝状の贈呈を決定したときは、その都度感謝状を贈呈するものとする。

(様式)

第6条 感謝状の様式は、当該感謝状贈呈の趣旨に応じたものとする。

(事務)

第7条 感謝状の贈呈に関する事務は、贈呈の事由に係る業務を主として担当する課又は事務部において処理する。

(褒章手続)

第8条 第4条により被贈呈者と決定されたもののうち、紺綬褒章の要件を満たすときは、文部科学省へ当該褒章の手続を行うことがある。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、感謝状の贈呈に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。